

平成二十六年二月十八日受領
答 弁 第 二 二 八 号

内閣衆質一八六第二八号

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行っているところであり、岸田外務大臣の下、現時点でもこの方針に変わりはなく、御指摘の公電での報告が行われた平成二十二年七月三十日以降では、平成二十六年二月七日に、在ウズベキスタン日本国大使館から外務省に対し、公電で報告がなされているが、「潮の舞」の所在に関する新たな情報は得られていない。

六について

「潮の舞」の所在については調査がまだ終了していないことから、現時点では、その結果について対外的な説明を行っていないが、いずれにしても、外務省としては、在外公館における美術品管理を一層徹底していく考えである。